

制限外積載等許可申請の手続き

制限外積載 設備外積載 荷台乗車	許可とは 次のような場合には、出発地の警察署長の許可を受ける必要があります。 ○ 電柱、鋼材等のように、分割又は切断することができないもので、車両の積載制限（長さ、幅、高さ）を超えて積載する場合 ○ 乗車又は積載設備以外の場所に積載する場合 ○ 乗車設備以外の場所に乗車する場合
政令で定める 積載物の大きさ及び 積載方法の制限	以下の基準を超える場合、制限外積載の申請が必要です。 ○ 積載物の制限 ・長さ ～ 自動車の長さの1.2倍の長さ ・幅 ～ 自動車の幅の1.2倍の長さ ・高さ ～ 3.8mから、その自動車の積載をする場所の高さを減じたもの（軽自動車は2.5mから） ○ 積載方法の制限 ・自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと。 ・自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと。 ○ 車両制限令の基準（長さ12m、幅2.5m、高さ3.8m）を超える場合は、道路管理者の通行許可が必要となる場合があります。
根拠法令	○ 道路交通法第57条 ○ 道路交通法施行令第22条 ○ 道路交通法施行規則第8条
受付期間等	受付期間：月曜日から金曜日（休日、年末年始を除く。） 受付時間：8時30分から16時30分まで ※ 12時00分から13時00分の受付については、申請先の警察署へお尋ねください。 ※ 申請から許可証の交付まで日数を要する場合がありますので、申請先の警察署へお尋ねください。
受付窓口	出発地を管轄する警察署、幹部派出所又は交番・駐在所で申請してください。 ※ 幹部派出所又は交番・駐在所の取扱いについては、幹部派出所又は交番・駐在所が管轄する場所が出発地となる申請のみが対象となります。 ※ 警察署又は幹部派出所の管轄については、「警察署の管轄について」をご参考ください。 ※ 交番・駐在所の管轄については、申請先の警察署へお尋ねください。 ※ 交番・駐在所における取り扱いは、長さのみです（車両制限令の基準を超える場合も取り扱いできません。）。
必要書類等 （提出部数：2通）	① 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可申請書 （※申請書に押印は不要です。） ② 運行経路図（通行する路線名も記載してください。路線が複数の場合は、路線名のみ別紙に記載することも可能です。） ③ 積載図 ④ 自動車検査証の写し（窓口において提示可能な場合は提出不要です。） ⑤ 運転者一覧表（運転者が複数の場合のみ必要となります。） ⑥ その他審査に必要な資料の提出を求める場合があります。 ※ 交番・駐在所における申請では、交番・駐在所に備えつけの申請書1通に記入してください。
手 数 料	無料
備考(注意事項)	※ 目的地が県外の場合は、交付までに日数がかかることがありますので、早めに申請してください。
問い合わせ先	○ 鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係 （電話 099-206-0110 内線 5172, 5173） ○ 各警察署の連絡先 ホームページをご参照ください。 （「ホーム」→「手続・申請」→「各種様式」→「道路使用・通行許可に関する様式」→「◆警察署の管轄について」）